資料４－２

（仮称）北海道こども計画骨子案たたき台

【修正前】

【目標】

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

【基本方針】 【主な取組の方向性】

Ⅰ

こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- (1)こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- (2)多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

Ⅱ

こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- (1)こども・若者、子育て当事者の意見の適切な社会反映
- (2) 居場所づくり

Ⅲ

こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- (1)こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (2)子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (3)妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

Ⅳ

良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- (1)こどもの貧困対策
- (2)障がい児支援・医療的ケア児等への支援
- (3)児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- (4)こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

Ⅴ

若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む

- (1)高等教育の修学支援
- (2)就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- (3)結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- (4)共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

Ⅵ

施策の総合性を確保するとともに、関係部局、市町村、関係団体等との連携を重視する

- (1)施策の推進体制等

（仮称）北海道こども計画骨子

【修正後】

【めざす姿】

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

【基本方針】　　【施策の方向性】

Ⅰ こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- (1)こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

Ⅱ こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- (1)こども・若者、子育て当事者の意見の適切な社会反映
- (2)**こどもの**居場所づくり**の推進**
- **(3)いじめ防止**
- **(4)不登校のこどもへの支援**

Ⅲ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- **(1)社会全体でのこども・子育て支援の取組の推進**
- **(2)生活環境の整備**
- **(3)こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長と遊びの充実**
- **(4)多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり**
- (5)こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- **(6)成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育**
- (7)子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (8)妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

Ⅳ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- (1)こどもの貧困対策
- (2)障がい児支援・医療的ケア児等への支援
- (3)児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- (4)こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

Ⅴ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む

- (1)高等教育の修学支援
- (2)就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- (3)結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- (4)共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

Ⅵ 施策の総合性を確保するとともに、関係部局、市町村、関係団体等との連携を重視する

- **(1)市町村等関係機関との連携や取組への支援**
- **(2)国の施策に対する提案**
- (3)施策の推進体制等